

第 6586 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年12月18日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 現物給与

**Q** : 金銭以外の物や経済的利益が給与となる場合、その評価額はどのようになるのですか？

**A** : 次のようになります。

### 【解説】

金銭以外の物や経済的利益が給与となる場合のその評価額は、次のようになります。

#### ①商品や製品の場合

- ・ 製造業者が自家製品を支給する場合… 製造業者販売価額
- ・ 卸売業者が商品を支給する場合… 卸売価額
- ・ 小売業者が商品を支給する場合… 小売価額

#### ②商品や製品以外の物品の場合

通常売買される価額、ただし購入時から支給時までの間、さして価額に変動のないものはその購入価額

#### ③有価証券の場合

支給時の価額

#### ④生命保険契約等に関する権利の場合

支給時における解約返戻金相当額

#### ⑤事業用資産を使用させる場合

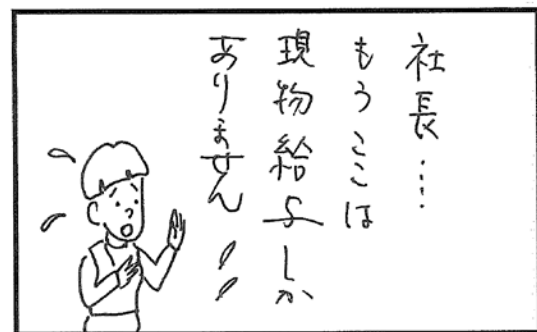
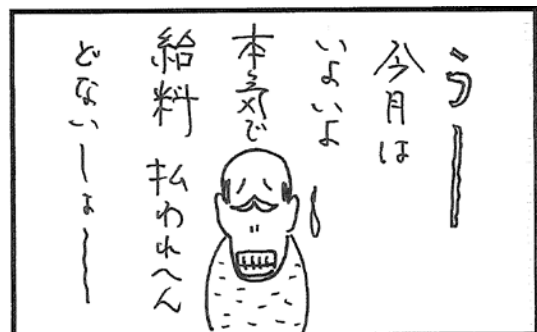
通常支払うべき使用料(社宅を除く)

#### ⑥金銭の貸付け利息

- ・ 他から借り入れて貸し付けた場合… その借入金の利息
- ・ その他の場合… 令和2年中の貸付けは年1.6%

#### ⑦食事

- ・ 調理する場合… 直接費相当額
- ・ 購入する場合… 購入価額相当額



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】